

広島県告示第六百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市木原町内畠及び同市木原町福地地内					
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	北内畠川（三一―一）	土石流	次の図のとおり	北内畠川（三一―一）	土石流	区域の表示及び法
	北内畠川（三一―二）	土石流	次の図のとおり	北内畠川（三一―二）	土石流	区域の表示及び法
	北内畠川（三一―三）	土石流	次の図のとおり	北内畠川（三一―三）	土石流	区域の表示及び法
	奥野山川（五一―四―一）	土石流	次の図のとおり	奥野山川（五一―四―一）	土石流	区域の表示及び法
	奥野山川（五一―四―二）	土石流	次の図のとおり	奥野山川（五一―四―二）	土石流	区域の表示及び法
	奥野山川（五一―四―隣）	土石流	次の図のとおり	奥野山川（五一―四―隣）	土石流	区域の表示及び法

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。